

(全サービス共通) 運営指導における指摘事項及び 留意事項

令和6年度指定障害福祉サービス事業所等に係る集団指導
鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

○指導監査とは

◆**集団指導**

- ・ 指定事務の制度説明
- ・ 障害者総合支援法、児童福祉法の趣旨
- ・ 目的の周知及び理解の促進
- ・ 給付費請求に係る不正防止の観点から適正な請求事務指導など

⇒**制度管理の適正化**

◆**運営指導**

- ・ 運営にかかわる指導
- ・ 報酬請求指導

⇒**よりよいサービス提供の実現**

◆**監査**

- ・ **重大な法令違反の疑いが生じたときに行う事実関係等の調査**
- ・ 各種情報により指定基準違反や不正請求が疑われる場合に実施
(通報・苦情・相談等に基づく情報、運営指導からの監査への切替等)

⇒**不適正な運営、不正請求への機動的な対応・早期介入**



結果は全て公表

みなさんの事業所で提供するサービスは、公費で運営される公的な事業です。事業者にはサービスの質の確保に加えて、指定基準、費用（報酬）算定基準をはじめとする各種の法令等を遵守した適正な運営の実施が求められます。

基準等の遵守と適正運営の確保を！

○自己点検

県では、事業者が自らのサービスの提供体制及び運営状況などを、点検するための自己点検表をホームページ上に掲載しています。

⇒ぜひ、活用してください。

(HP掲載：とりネット・障がい福祉課・指導監査関係)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/256708.htm>

○指導監査等実施結果について

(中部総合事務所)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/269773.htm>

(西部総合事務所)

<https://www.pref.tottori.lg.jp/267288.htm>

⇒指導監査結果については、所管の総合事務所のHPをご覧ください。

主な指摘事項

◆各種書類について

(指摘内容等)

○運営規程

- ・虐待防止の措置について、虐待防止「担当者」とすべきところを「責任者」としている
⇒「虐待防止に関する担当者の選定」と改めること
 - ・虐待防止の措置について、定めるべき事項が不足している
⇒「虐待防止に関する担当者の選定」「成年後見制度の利用支援(※)」「苦情解決体制の整備」「従業者に対する虐待を防止するための研修の実施」「虐待防止委員会の設置に関すること」を定めること
- ※障害児通所支援事業者等は定める必要なし
- ・主たる対象者を定めているが、運営規程に記載がない
⇒主たる対象者を定めている場合は、運営規程にその対象者を記載すること

○重要事項説明書

- ・苦情受付機関が正しく表記されていない
⇒利用者が支給決定を受けている市町村の窓口を記載すること

○契約書

- ・法人の代表者以外の名前で契約を行っている。
⇒法人の代表者名で契約を行うこと(委任行為等がなされている場合はこの限りではない)

主な指摘事項

◆虐待の防止

(指摘内容等)

- ・虐待防止委員会が行われていない、委員会議事録が作成されていない
⇒少なくとも1年に1回は開催し、委員会議事録を作成すること
- ・虐待防止のための研修が行われていない、研修の内容が記録されていない
⇒年に1回以上の研修を行い、実施内容について記録をすること
※支援員のみならず、調理員や運転手、事務職員、短時間労働者も受講対象に！
- ・虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない
⇒委員会の開催及び研修を実施するための担当者を配置すること



いずれか1つでも実施していない場合・・・
「虐待防止措置未実施減算」を適用

主な指摘事項

◆身体拘束等の禁止

(指摘内容等) ※自立生活援助、就労定着支援、地域相談支援を除く

- ・身体拘束適正化委員会が行われていない、委員会議事録が作成されていない
⇒少なくとも1年に1回は開催し、委員会議事録を作成すること
- ・身体拘束適正化のための研修が行われていない、研修の内容が記録されていない
⇒年に1回以上の研修を行い、実施内容について記録をすること
- ・身体拘束適正化のための指針が整備されていない
⇒事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方などを指針として盛り込み、整備すること
- ・身体拘束等にかかる記録が行われていない
⇒緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様、時間、状況、その理由等を記録すること



いずれか1つでも実施していない場合・・・
「身体拘束廃止未実施減算」を適用

※自立生活援助、就労定着支援、地域相談支援を除く

○参考

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き
(施設・事業所従業者向けマニュアル)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

※厚生労働省HP

主な指摘事項

◆衛生管理等

(指摘内容等)

- ・感染症の予防及びまん延防止のための委員会、研修、訓練などの各種記録が作成されていない

⇒委員会議事録、研修及び訓練の実施記録を作成すること

- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない

⇒平常時の対策及び発生時の対応を規定すること

※平常時の対策として、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等。発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告などを規定すること。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための委員会が規定の回数行われていない

⇒規定の回数実施すること(別紙に示すとおり)

- ・研修及び訓練が規定の回数行われていない

⇒規定の回数実施すること(別紙に示すとおり)

主な指摘事項

◆衛生管理等

(別紙)感染症の予防及びまん延防止のための委員会、研修、訓練のサービス別規定回数

○指定障がい児通所支援事業者等

	指定障がい児通所支援 保育所等訪問 指定障がい児入所施設	指定地域相談支援
委員会	3月に1回	6月に1回
研修	年2回	年1回
訓練	年2回	年1回

○指定障がい福祉サービス事業者等

	右記以外のサービス 指定障がい者入所施設	訪問系 相談系
委員会	3月に1回	6月に1回
研修	年2回	年1回
訓練	年2回	年1回

主な指摘事項

◆業務継続計画の策定等

(指摘内容等)

・業務継続計画が作成されていない

⇒「感染症にかかる業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」をそれぞれ作成すること

・研修及び訓練が実施されていない

⇒規定の回数(別紙に示すとおり)実施し、研修及び訓練の実施記録を作成すること



業務継続計画を策定していない場合・・・ 「業務継続計画未策定減算」を適用

※令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算は適用しない。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、地域相談、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しない

主な指摘事項

◆業務継続計画の策定等

(別紙)業務継続計画にかかる「研修」「訓練」のサービス別規定回数

○指定障がい児通所支援事業者等

	障がい児通所支援・ 保育所等訪問	障がい児入所施設	相談系
研修	年1回	年2回	年1回
訓練	年1回	年2回	年1回

○指定障がい福祉サービス事業者等

	右記以外のサー ビス	障がい者入所施設	訪問系 相談系
研修	年1回	年2回	年1回
訓練	年1回	年2回	年1回